

高齢者福祉

介護保険制度

問 介護保険課介護業務係 ☎ 0495-25-1719

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための制度です。

65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳で医療保険に加入している方は第2号被保険者となります。

年 齢	第1号被保険者…65歳以上の方	第2号被保険者…40～64歳の方
サービスを利用できる方	原因を問わず、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。	特定疾病(16種類の疾病)が原因で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。
保険料の納め方	年金から天引きする「特別徴収」と、市が送付した納付書により銀行などの金融機関で納める「普通徴収」があります。	勤務先の健康保険料と一緒に徴収されます。国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税に上乗せされ、世帯主が納付します。

要介護度に応じて、利用できるサービスや自己負担額、介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。
※申請日現在、介護を必要としていない状態などの場合には、認定されないことがあります。

利用の流れ

①申 請	必要なもの 申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証(第2号被保険者の方)、かかりつけや入院中の医療機関名(所在地・電話番号)・主治医の氏名がわかるもの ※申請の際は、事前にかかりつけ医に相談をしてください。 ※本人・家族の他、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに申請の代行を依頼できます。 ※申請に個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。
②訪問調査及び主治医意見書	◆訪問調査 市職員や市の委託を受けた調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。 ◆主治医意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成します。
③要介護認定及び結果通知	訪問調査や主治医意見書などを基に、保健、医療、福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会において審査、判定を行います。その判定結果により市が認定し、認定結果通知や被保険者証などが送付されます。 認定区分 「要介護1～5」、「要支援1・2」、「非該当(自立)」
④ケアプランの作成	いつ、どこで、どのようなサービスを利用するかを決めるケアプラン(介護サービス計画)を作ります。 ケアプランはケアマネジャー(介護支援専門員)と相談しながら、自分に合ったものを作成します。
⑤サービスの利用	ケアプランに沿って介護サービスを利用します。負担割合は、所得等に応じて1割から3割の方に分かります。

あなたの「不安や心配なこと」をご相談ください。

福祉の困りごと相談窓口

福祉の困りごと相談窓口について

- 相談者に寄り添い、お話しをお伺いします。
- 福祉の総合相談や問題解決のための支援を行います。
- 相談内容に関係している課や機関と連絡調整を行います。

親が病気で、介護が必要。自分は働きたいけど働けない

仕事や地域と繋がれず、居場所がない。生活するお金がなく不安

親として年を重ね、障害のある子どもの将来が不安

困っていることがいろいろあり、どこに相談すればいいのかわからない

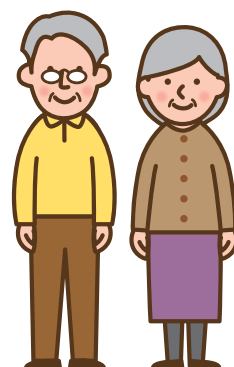
詳しくはこちら



利用できる介護サービス(介護度によって利用できないサービスがあります)

▶ 在宅介護(予防)サービス

サービスの種類		サービスの内容
訪問介護		ホームヘルパーが自宅を訪問し、排せつ・食事等の身体介護や調理・掃除等の生活援助などを行います。
訪問入浴介護		移動入浴車等が自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護		看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション		リハビリの専門家が自宅を訪問し、リハビリを行います。
居宅療養管理指導		医師・歯科医師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言を行います。
通所介護		デイサービスセンターにおいて、日帰りで食事・入浴などの介護や生活機能訓練等を行います。
通所リハビリテーション		介護老人保健施設や病院等で日帰りのリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護	(ショートステイ)	老人福祉施設等に短期間入所し食事・入浴などの介護やリハビリを受けます。
短期入所療養介護		老人保健施設等に短期間入所し医療によるケアや介護などを受けます。
特定施設入居者生活介護		入所している有料老人ホーム等において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けます。
福祉用具貸与		車いす・特殊ベッドなどの福祉用具をレンタルします。 ※要支援1・2の方、要介護1の方は、貸与できる品目が限られます。
特定福祉用具購入		腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入費を支給します。 ※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象外です。
住宅改修		手すりの設置・段差の解消などの小規模な住宅改修に対して住宅改修費を支給します。



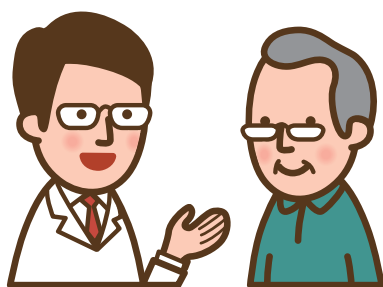
▶ 施設サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方(主に要介護3以上の方)が入所し、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練等を受けます。
介護老人保健施設	病状が安定している方に対して、看護や介護、リハビリを行い、在宅への復帰の支援を受けます。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終えたものの、長期間にわたり療養が必要な方が、介護・リハビリ・その他必要な医療を受けます。
介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護が一体的に受けられます。 ※令和6年3月末に廃止予定の介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

▶ 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が密接に連携した定期的な訪問を行い、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。
夜間対応型訪問介護 ※	夜間の定期的な巡回訪問や通報による随時訪問を行い、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
認知症対応型通所介護	認知症がみられる要介護者が、デイサービスセンター等に通い、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を受けます。
小規模多機能型居宅介護	通所介護(デイサービス)のような「通い」を中心とし、要介護者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせる形で実施します。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) ※	小規模の居住型施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに看護を加えたサービスを組み合わせる形で実施します。
認知症対応型共同生活介護	認知症がみられる要介護者が、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けます。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練等を受けます。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターにおいて、日帰りで食事や入浴などの介護や生活機能訓練などを行います。

※令和5年4月現在、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、市内に指定を受けた事業所はありません。



地域支援事業は、おおむね65歳以上の高齢者が要介護状態、または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態などになった場合でも、できる限り地域で自立した日常生活を営めるよう支援する事業です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でこれからも元気で過ごせるように、各種教室等を行っています。

▶ 各種教室等

あたまとからの健康教室	みんなで楽しく頭を使ったゲームを行ったり、簡単な運動を行う教室を開催しています。
いきいき教室	楽しく簡単な体操等を行い、転倒や認知症を防いで、いつまでも自分らしく「いきいき」と過ごしていくことを目的とした教室を開催しています。
介護予防出前講座	地域で活動している高齢者の集いの場へ専門の講師を派遣し、介護予防についての講座を行います。
はにとれサポーター養成講座	介護予防に関する知識を身に付け、地域で介護予防の自主的活動を展開するサポーターを養成します。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識と理解を持ち、認知症の方や家族を応援するための認知症サポーターを養成します。
はにぼん筋力トレーニング (はにとれ)	筋力の低下や転倒を予防するための、簡単で無理のない筋力トレーニングが、各地域で実施されています。 ※高齢者福祉課では、教室の開催情報を紹介しています。 ※一部の団体では「はにぼんお口の健康体操」も一緒にを行います。
認知症家族の会本庄	認知症の家族を介護している方やしていた方が集って思いを共有したり、情報交換をしています。
認知症ケア相談室	市内のグループホームに設置した、認知症の具体的な介護に関する困りごとや介護方法の相談窓口です。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方やそのご家族だけでなく、地域住民や専門職など、どなたでも参加でき、お互いに交流したり情報交換ができるカフェを開催しています。同日に個別相談会も開催しています。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

サービスを利用できる方

- ①要支援1・2の方(介護保険認定申請をして要支援1または要支援2と認定された方)
- ②介護予防・生活支援サービス事業対象者(65歳以上の方で基本チェックリストを実施し介護予防の支援の必要があると判断された方)

訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
訪問・通所型サービス	保健医療の専門職が自宅を訪問し、生活環境等を踏まえた効果的な介護予防プログラムを作成し、通所及び自宅において機能訓練を実施します。



歯科通院が困難な方に対して、専任の歯科衛生士が歯科相談や在宅歯科診療の紹介を行っています。

地域包括支援センター

問 高齢者福祉課高齢者包括支援係 ☎ 0495-25-1722
生活支援課福祉総合支援係 ☎ 0495-25-1197

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を送るために、その方の状態に応じた介護、福祉、健康、医療などさまざまなサービスを受けられるように、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等がチームとして総合的に支援することを目的とした地域の拠点です。困ったことや悩みごとがあるときは、担当の地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センターの業務

①総合相談支援

介護に関する相談や悩み、健康や医療、福祉や生活に関する相談に対応します。必要に応じ適切なサービスや機関・制度を利用するための支援を行います。

②介護予防ケアマネジメント

「要支援1・2」及び「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の予防サービスや事業の利用について調整します。

③権利擁護

安心して暮らせるために、さまざまな権利を守ることに努めています。

成年後見制度の紹介、虐待の相談や早期発見・保護などの対応、消費者被害に対応します。

④包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように助言や支援を行うほか、さまざまな機関との連携等を行い、充実したサービスが提供できるように支援します。

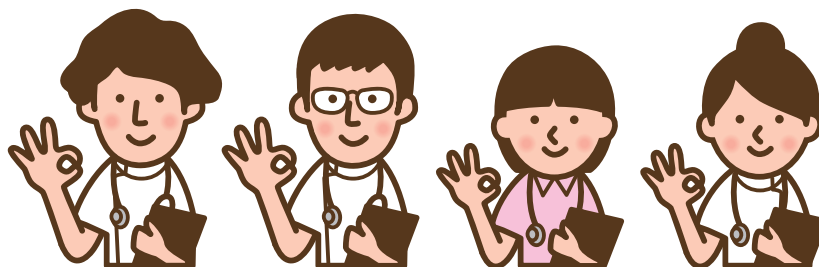
市内の地域包括支援センター

名 称	電話番号	所在地	担当地区
本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	0495-22-7088	銀座1丁目1番1号 (はにぼんプラザ2階)	◆本庄西地域 千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・照若町・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井
本庄東地域包括支援センター 安誠園	0495-22-6262	本庄3丁目1番21号	◆本庄東地域 本庄・東台・日の出・寿・朝日町・台町・諏訪町・本町・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手
本庄南地域包括支援センター シャローム	0495-23-9580	今井1251番地1	◆本庄南地域 南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台
児玉地域包括支援センター	0495-73-1545	児玉町金屋1302番地1	◆児玉地域 児玉地域全域



高齢者とその家族の暮らしを支える事業を行っています。

事業名	事業内容	対象者の要件
要介護者紙おむつ支給事業	市の委託業者が月に一度自宅へ指定の紙おむつ等を配送します。	要介護4または5に認定されている40歳以上で、失禁の状態にある在宅生活の方
要介護高齢者介護手当支給事業	月額8,000円を支給します。(入院・ショートステイ等を16日以上利用した月は支給対象外)	要介護4または5に認定されている60歳以上の在宅生活の方を同居して常時介護している方
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	市の委託業者が自宅を訪問する理美容サービスの利用券を年間4枚まで発行します。	要介護4または5に認定されている60歳以上で、理美容院へ行くことが困難な在宅生活の方
高齢者入浴料助成事業	市の委託入浴施設の入浴券を1か月あたり5枚発行します。	世帯員全員が市民税非課税で、自宅に入浴設備がないまたは故障等により使用できない住居に居住している65歳以上の方
緊急通報システム事業	急病など緊急を要するときに、受信センターへ通報できる装置を貸与します。	おおむね65歳以上の一人暮らしで、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する方
徘徊高齢者探知事業	認知症により徘徊行動のある高齢者の家族に、携帯用端末を貸与します。	おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及びその家族等
徘徊高齢者見守り事業	徘徊行動のある認知症高齢者を早期発見するための二次元コード付きシールを配布します。 配布物 耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚	市内在住の在宅生活の高齢者であって、認知症により徘徊行動がみられ、次のいずれかに該当する方 ●介護保険で要介護者または要支援者に認定されている方 ●医師により認知症と診断された方
家族介護慰労金支給事業	日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者及び重度の認知症高齢者を介護している家族に慰労金(1世帯に年額10万円)を支給します。	①～③すべてに該当する高齢者を同居して常時介護している市民税非課税世帯の家族 ①要介護4または5に認定されてから1年以上経過 ②過去1年間に介護保険サービスを利用していない ③過去1年間に、1か月以上継続して入院していない



施設の種類	特 性
住宅型有料老人ホーム	安否確認や生活相談サービスを提供する高齢者向けの居住施設です。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造で安否確認や生活相談サービスを提供し、ほとんど介護がいらないか、軽い介護が必要な高齢者を対象とする居住施設です。
ケアハウス(軽費老人ホーム)	身体機能の低下や高齢のため、自立した生活を送るには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設です。

老人福祉センターつきみ荘

問 高齢者福祉課 ☎ 0495-25-1127

高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのための福祉施設で、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの事業を行っています。

所在地 沼和田127番地1 ☎ 0495-22-3696

開館時間 午前10時～午後4時

休館日 月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始

